

議事日程第十三号

令和七年十二月十九日（金曜日）

午後一時開議

- | | | | |
|-------------|---|-------------|--------------------------------|
| 第一、議案第二〇八号 | 秋田県人事委員会の委員の選任について | 第一七、議案第二一五号 | 秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 第二、議案第二〇九号 | 秋田県教育委員会の委員の任命について | 第一八、議案第二一六号 | 秋田県政党助成法関係手数料徴収条例案 |
| 第三、議案第二一〇号 | 秋田県公安委員会の委員の任命について | 一九、議案第二一五号 | 当せん金付証券の発売について |
| 第四、議案第二一〇号 | 令和七年度秋田県一般会計補正予算（第五号） | 二〇、議案第二二六号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第五、議案第二〇一号 | 令和七年度秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算（第一号） | 二一、議案第二七〇号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 第六、議案第二〇二号 | 令和七年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第一号） | 二二、議案第二一七号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案 |
| 第七、議案第二〇三号 | 令和七年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号） | 二三、議案第二四〇号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第八、議案第二〇四号 | 令和七年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第一号） | 二四、議案第二四一号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第九、議案第二〇五号 | 令和七年度秋田県電気事業会計補正予算（第三号） | 二五、議案第二四二号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第一〇、議案第二〇六号 | 令和七年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第一号） | 二六、議案第二四三号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第一一、議案第二〇七号 | 令和七年度秋田県下水道事業会計補正予算（第一号） | 二七、議案第二四四号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第一二、議案第二六九号 | 令和七年度秋田県一般会計補正予算（第六号） | 二八、議案第二四五号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第一三、議案第二一一号 | 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 | 二九、議案第二四六号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第一四、議案第二一二号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 | 三〇、議案第二四七号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第一五、議案第二一三号 | 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を | 三一、議案第二四八号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 三二、議案第二四九号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 三三、議案第二五〇号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 三四、議案第二五一号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 三五、議案第二五二号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 三六、議案第二五三号 | 交通事故に係る和解について |
| | | 三七、議案第二五四号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 三八、議案第二五五号 | 公の施設の指定管理者の指定について |

改正する条例案

第一六、議案第二一四号

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

第三九、議案第二一八号	企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案	第六三、議案第二六三号	財産の取得について
第四〇、議案第二二七号	公の施設の指定管理者の指定について	第六四、議案第二六四号	公の施設の指定管理者の指定について
第四一、議案第二二八号	公の施設の指定管理者の指定について	第六五、議案第二六五号	物損事故に係る和解について
第四二、議案第二二九号	公の施設の指定管理者の指定について	第六六、議案第二二二号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
第四三、議案第二三〇号	公の施設の指定管理者の指定について	第六七、議案第二二三号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案
第四四、議案第二三一号	公の施設の指定管理者の指定について	第六八、議案第二二四号	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
第四五、議案第二三二号	公の施設の指定管理者の指定について	第六九、議案第二六六号	工事請負変更契約の締結について
第四六、議案第二三三号	公の施設の指定管理者の指定について	第七〇、議案第二六七号	調停の申立て及び訴えの提起について
第四七、議案第二三四号	公の施設の指定管理者の指定について	第七一、議案第二六八号	物損事故に係る和解について
第四八、議案第二三五号	公の施設の指定管理者の指定について	第七二、議案第二七一号	県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
第四九、議案第二三六号	公の施設の指定管理者の指定について	第七三、請願審査の件	
第五〇、議案第二三七号	公の施設の指定管理者の指定について	請願第二三号	物価・米価高騰による学校給食費の負担軽減を図るため、財政支援を求める請願について
第五一、議案第二三八号	公の施設の指定管理者の指定について		秋田県宮陸上競技場の整備充実を求める請願について
第五二、議案第二三九号	公の施設の指定管理者の指定について		
第五三、議案第二五〇号	公の施設の指定管理者の指定について	請願第二二号	
第五四、議案第二五七号	公の施設の指定管理者の指定について		
第五五、議案第二五八号	公の施設の指定管理者の指定について		
第五六、議案第二一九号	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案		
第五七、議案第二二〇号	秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案		
第五八、議案第二二一号	秋田県建築基準法関係手数料徴収条例及び市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案	第七四、議員派遣の件	
第五九、議案第二五九号	公の施設の指定管理者の指定について	第七五、委員会審査、調査継続の件（請願審査（請願第一八号、請願第一七号））	（常任委員会、議会運営委員会の所管事項調査）
第六〇、議案第二六〇号	公の施設の指定管理者の指定について		
第六一、議案第二六一号	公の施設の指定管理者の指定について		
第六二、議案第二六二号	工事請負契約の締結について		

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員

四十一番	鈴木洋一	四十番	鶴田有司
三十九番	川口英一	三十八番	柴田正敏
三十七番	三浦英一	三十六番	石田寛
三十五番	加藤欽一	三十四番	工藤嘉範
三十三番	原幸子	三十二番	竹下博英
三十一番	北林丈正	三十番	渡部英治
二十九番	小原正晃	二十八番	高橋武浩
二十七番	今川雄策	二十六番	佐藤信喜
二十五番	杉本俊比古	二十四番	佐々木雄太
二十三番	鈴木真実	二十二番	三浦茂人
二十一番	薄井司	二十番	加藤麻里
十九番	小野一彦	十八番	小山緑郎
十七番	児玉政明	十六番	住谷達
十五番	宇佐見康人	十四番	島田薫
十三番	佐藤正一郎	十二番	櫻田憂子
十一番	加賀屋千鶴子	十番	松田豊臣
九番	瓜生望	八番	高橋豪
七番	小棚木政之	六番	武内伸文
五番	高橋健	四番	川邊隼之介
三番	山形健二	二番	福田博之
一番	佐藤光子		

四十一名

地方自治法第二百二十一条による出席者

知事 鈴木健太

●議長（工藤嘉範議員）

これより本日の会議を開きます。

副知事	神部秀行
副知事	谷剛史
総務部長	伊藤政仁
総務部危機管理監(兼)広報監	萩原尚人
企画振興部長	笠井潤
あきた未来創造部長	橋本秀樹
観光文化スポーツ部長	岡部研一
健康福祉部長	石井正人
生活環境部長	信田真弓
農林水産部長	藤村幸司朗
産業労働部長	佐藤功一
建設部長	小野潔
会計管理者(兼)出納局長	小熊新也
財政課長	樋口和彦
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	小林稔

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、十二月十九日、加藤鉦一議員、渡部英治議員、石田寛議員、加藤麻里議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員、佐藤光子議員から次の議案が提出された。

(1) 議案第二七一号 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

一、十二月十八日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第二〇〇号 (2) 同 第二〇一号
- (3) 同 第二〇二号 (4) 同 第二〇三号
- (5) 同 第二〇四号 (6) 同 第二〇五号
- (7) 同 第二〇六号 (8) 同 第二〇七号
- (9) 同 第二〇九号

一、十二月十八日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第二一一号 (2) 同 第二一二号
- (3) 同 第二一三号 (4) 同 第二一四号
- (5) 同 第二一五号 (6) 同 第二一六号
- (7) 同 第二二五号 (8) 同 第二二六号
- (9) 同 第二七〇号

一、十二月十八日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第二一七号 (2) 同 第二四〇号
- (3) 同 第二四一号 (4) 同 第二四二号
- (5) 同 第二四三号 (6) 同 第二四四号

- (7) 同 第二四五号
- (9) 同 第二四七号
- (11) 同 第二四九号
- (13) 同 第二五一号
- (14) 同 第二五二号
- (8) 同 第二四六号
- (10) 同 第二四八号
- (12) 同 第二五〇号
- (10) 同 第二四九号
- (8) 同 第二三三号
- (2) 同 第二五四号

一、十二月十八日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第二五三号 (2) 同 第二五四号

- (3) 同 第二五五号
- (1) 議案第二一八号 (2) 同 第二二七号
- (3) 同 第二二八号 (4) 同 第二二九号
- (5) 同 第二三〇号 (6) 同 第二三一号
- (7) 同 第二三二号 (8) 同 第二三三号
- (9) 同 第二三三号 (10) 同 第二三五号
- (11) 同 第二三六号 (12) 同 第二三七号
- (13) 同 第二三八号 (14) 同 第二三九号
- (15) 同 第二五六号 (16) 同 第二五七号
- (17) 同 第二五八号

一、十二月十八日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第二一九号 (2) 同 第二二〇号
- (3) 同 第二二一号 (4) 同 第二五九号
- (5) 同 第二六〇号 (6) 同 第二六一号
- (7) 同 第二六二号 (8) 同 第二六三号
- (9) 同 第二六四号 (10) 同 第二六五号

一、十二月十八日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第二二二号 (2) 同 第二二三号

(3) 同 第二二四号 (4) 同 第二六六号

(5) 同 第二六七号 (6) 同 第二六八号

一、十二月十八日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長

建設委員長

一、十二月十八日、次の委員長から請願審査継続申出書が提出された。

総務企画委員長

教育公安委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十二月十八日、次の委員長から所管事項の調査継続申出書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

農林水産委員長

産業観光委員長

建設委員長

教育公安委員長

一、十二月十九日、次の事項について議会運営委員長から調査継続申出書が提出された。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

一、議員の派遣に関する申出のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、十二月八日、人事委員会から地方公務員法第五条第二項の規定による回答があり、同日、各議員に配付した。

【令和七年第二回定例会（十二月議会）請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

議員派遣一覧

一、秋田県議会議員による主権者教育講座

(1) 派遣の目的 秋田県議会議員による主権者教育講座に参加のため

(2) 派遣期間 令和八年一月二十二日（木）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員

鈴木洋一議員、鶴田有司議員、柴田正敏議員、北林丈正議員、高橋武浩議員、佐藤信喜議員、

杉本俊比古議員、佐々木雄太議員、鈴木真実議員、

児玉政明議員、住谷達議員、高橋豪議員、

小棚木政之議員、三浦英一議員、山形健二議員、

小原正晃議員、薄井司議員、佐藤光子議員

二、秋田県議会議員による主権者教育講座

(1) 派遣の目的 秋田県議会議員による主権者教育講座に参加のため

(2) 派遣期間 令和八年一月二十八日（水）

(3) 派遣地 横手市

(4) 派遣議員

加藤鉦一議員、原幸子議員、竹下博英議員、今川雄策議員、小山緑郎議員、宇佐見康人議員、

小棚木政之議員、武内伸文議員、高橋健議員、

渡部英治議員、佐藤正一郎議員、石田寛議員、

櫻田憂子議員、福田博之議員、加藤麻里議員、

松田豊臣議員

三、秋田県議会議員による主権者教育講座

(1) 派遣の目的 秋田県議会議員による主権者教育講座に参加のため

(2) 派遣期間 令和八年一月二十九日（木）

(3)派遣地 大館市

(4)派遣議員 川口一議員、工藤嘉範議員、北林丈正議員、

杉本俊比古議員、佐々木雄太議員、小野一彦議員、

児玉政明議員、住谷達議員、島田薫議員、瓜生望議員、

高橋豪議員、武内伸文議員、川邊隼之介議員、

三浦茂人議員、佐藤正一郎議員、櫻田憂子議員、

加賀屋千鶴子議員、佐藤光子議員

四、オーストラリア連邦における行政事情調査

(1)派遣の目的 オーストラリア連邦における行政事情調査のため

(2)派遣期間 令和八年三月二十二日(日)～二十八日(土)

(3)派遣地 オーストラリア連邦

(4)派遣議員 原幸子議員、高橋武浩議員、佐藤信喜議員、

杉本俊比古議員、佐々木雄太議員、川邊隼之介議員

●議長(工藤嘉範議員) お諮りします。日程第一、議案第二百八号から

日程第三、議案第二百十号までの議案三件は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(工藤嘉範議員) 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第二百八号秋田県人事委員会の委員の選任について、

日程第二、議案第二百九号秋田県教育委員会の委員の任命について及び

日程第三、議案第二百十号秋田県公安委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

議案第二百八号は、秋田県人事委員会の委員として安藤雅子氏を選任するため、議案第二百九号は、秋田県教育委員会の委員として奥真由美氏を任命するため、議案第二百十号は、秋田県公安委員会の委員として藤田貴子氏を任命するため、それぞれ議会の同意を得ようとするもので

あります。

お諮りします。以上の議案三件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(工藤嘉範議員) 御異議ないものと認めます。

はじめに、議案第二百八号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長(工藤嘉範議員) 起立者全員であります。よって、議案第二百八号は同意されました。

次に、議案第二百九号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長(工藤嘉範議員) 起立者全員であります。よって、議案第二百九号は同意されました。

次に、議案第二百十号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長(工藤嘉範議員) 起立者全員であります。よって、議案第二百十号は同意されました。

次に、日程第四、議案第二百号から日程第七十一、議案第二百六十八号までの議案六十八件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。はじめに、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十二番(予算特別委員長竹下博英議員)登壇】

●予算特別委員長(竹下博英議員) ただいま議題となりました案件のうち、予算特別委員会に付託された議案第二百号など予算案九件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会で審査した案件は、一般会計では、議案第二百号令和七年度秋田県一般会計補正予算（第五号）及び議案第二百六十九号令和七年度秋田県一般会計補正予算（第六号）であります。

今回の一般会計補正予算案は、ツキノワグマによる被害防止対策などの重点的に取り組む事業のほか、公共事業の発注を前倒しするための債務負担行為等に加え、物価高騰対策などの国の補正予算に対応した事業について計上されており、その総額は、百四十四億二百四万円の増額であります。これにより、補正後の予算総額は、六千二百八十七億六千六百六十五万円となります。

次に、特別会計では、議案第二百一号令和七年度秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算（第一号）で十九万円を増額するなど、四件であります。

次に、公営企業会計では、議案第二百五号令和七年度秋田県電気事業会計補正予算（第三号）で二千九百八十二万円を増額するなど、三件であります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。まず、総務企画分科会では、「戦略的広報調査について」、「移住相談体制強化事業に係る債務負担行為の設定」などに関して質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「医療施設等経営強化緊急支援事業」、「ツキノワグマ捕獲緊急対策事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「緑の青年就業準備給付金事業」、「スマート農業・農業支援サービス事業体導入事業」、「広域緩衝林帯整備事業」などに関して質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「食品産業物価高騰対応支援事業」、「県民応援プレミアムチケット事業」などに関して質疑がありました。また、建設分科会では、「河川維持管理費排水樋門設備の保守点検業

務等に係る債務負担行為の設定」などに関して質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「交通安全施設整備・維持管理事業に係る債務負担行為の設定」、「全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業に係る債務負担行為の設定」などに関して質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。総括審査では、「次期総合計画について」、「新スタジアム整備について」、「ツキノワグマ対策について」などに関して質疑がありました。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百号は、賛成多数をもって、議案第二百一号から議案第二百七号及び議案第二百六十九号、以上八件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

●【八番（総務企画委員長高橋豪議員）登壇】

総務企画委員長（高橋豪議員） ただいま議題となりました案件のうち、総務企画委員会に付託された議案第二百一十一号など条例案七件、議案第二百二十五号などその他の議案二件、以上九件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

総務部関係の議案第二百七十号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは、職員の勤務の実態に鑑み、危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した職員に対し特殊勤務手当を支給しようとするものであります。

これについて、支給対象となる「特に危険又は困難なもの」には様々な作業があると思うが、一律、一日当たり一千六百四十円を支給することになるのかとただしたのに対し、対象となる作業内容としては、麻酔

銃・吹き矢・網による捕獲等を想定しており、このほかに、警察職員が住民の安全確保のために立ち入り規制等に従事した場合などは、月額一千百円を支給する方向で人事委員会と協議中である。なお、今回の改正額については、命の危険、精神的な緊張を伴う、銃器犯罪捜査に従事した場合に警察職員へ支給している現行の手当額と同額としているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百一十一号外八件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、総務部関係の「行財政運営方針（素案）の概要について」であります。

実質公債費比率一八%を超えないよう過度に歳出を抑制することで、県勢の停滞を招くのではないかとといった懸念もあることから、行財政運営方針には、夢のある内容も必要ではないかとただしたのに対し、行財政運営方針は、次期総合計画を支えるために必要な行動指針であり、そのための人的・財政的基盤の確保や、サービスの維持・向上に係る方針を示すものである。限られた財源を有効に活用するため、全ての事業について、スクラップ・アンド・ビルドと優先順位を十分に考慮の上、災害対応や県勢発展につながる事業には、しっかりと予算を確保していくことが必要と認識しているとの答弁がありました。

次に、企画振興部関係の「秋田県総合計画（素案）について」であります。

計画の策定趣旨にある「『秋田の再興』に向けた新たな一歩を踏み出し」とのフレーズには意気込みを感じる一方、次期総合計画の中心をなすのは「人口減少社会への対応と社会減の抑制」であり、計画期間の目標値として掲げる、「社会減少数一千九百九十人以下」を実現すること、どのような効果があるのかとただしたのに対し、持続可能な地域社

会に向け、社会減対策として、若年層を中心に転入増加や転出抑制を図っていくことで、社会減のペースを緩和させ、年少人口の減少に歯止めをかけてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

次に、あきた未来創造部関係の「『秋田県人口ビジョン』の改訂について」であります。

目指すべき将来人口を五十六万人としているが、出生数が減少している現状を踏まえると、現実とその数値には乖離がある。現状をもっと精査した上で、目指すべき将来人口を掲げるべきではないかとただしたのに対し、次期総合計画に掲げた人口関連の各指標を確実に実現させるため、来年度当初予算を策定する中で、各施策と指標との関連付けを行い、施策の精度を高めることとしている。こうした取組により、人口ビジョンにはハードルが高い目指すべき将来人口が示されているものの、若年層をターゲットとした社会減対策を強力に推進し、達成を目指したとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【三番（福祉環境委員長山形健二議員）登壇】
●福祉環境委員長（山形健二議員） ただいま議題となりました案件のうち、福祉環境委員会に付託された議案第二百十七号の条例案一件、議案第二百四十号などその他の議案十三件、以上十四件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百十七号外十三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、健康福祉部関係の「子ども食堂の周知拡大に向けた教育委員会との連携」についてであります。

子ども食堂の運営団体から、「開催案内を配布してほしいと学校に依

頼したが協力を得られなかった」との声を伺った。子ども食堂への参加は、生活に困窮する子どもや世帯を把握するきっかけにもなるため、教育委員会との連携が不可欠ではないかとただしたのに対し、学校との協力は、極めて重要だと認識している。既存のウェブサイトによる周知に加え、子どもたち一人一人に情報を届けるため、今年の冬休みから、開催スケジュールをまとめた案内を学校に配布する、新たな取組を開始予定である。長期休暇中の開催状況を周知する活動として、これから継続して取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、生活環境部関係の「ガバメントハンターの導入について」であります。

深刻な人手不足に直面しているクマ対策において、ガバメントハンターの導入が注目されているものの、市町村の意向には温度差が見られる。雇用形態にも様々な形があると思われるが、県として、今後、どのように取り組んでいくのかとただしたのに対し、現段階では、雇用形態などの判断に苦慮する自治体もあることから、市町村と意見交換を行い、県全体としてどのような在り方が望ましいか検討していく。次期総合計画においても、「人の生活圏における人身被害者ゼロ」という目標を掲げることとしており、関係機関と緊密に連携しながら、スピード感を持って対策に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【十九番（農林水産委員長小野一彦議員）登壇】

●農林水産委員長（小野一彦議員） ただいま議題となりました案件のうち、農林水産委員会に付託された議案第二百五十三号などその他の議案三件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

はじめに、農林水産部関係の議案第二百五十五号公の施設の指定管理

者の指定についてであります。

これは、秋田県森林学習交流館について、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第六条の規定に基づき、指定管理者を指定するものであります。

これについて、経営が厳しいことの要因分析と、今後の経営収支は、どの程度改善する見込みがあるのかとただしたのに対し、赤字の要因である宿泊料等を二割値上げするほか、物価や人件費等の高騰を考慮し、指定管理料を値上げすることにより、約一千万円の増収になる見込みである。赤字部分は解消される想定であるが、今後も指定管理者と相談しながら、研修内容などを見直し、利用者数を増やして黒字化に向けて進めていきたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百五十三号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、あきた農林水産ビジョンの素案についてであります。

農地のほ場整備面積、漁場整備数、再造林面積など、ハード面について業績指標が設定されているが、財政健全化を推し進めている中、目標を達成できるよう戦略を練るべきではないかとただしたのに対し、特にほ場整備は、担い手の育成やスマート技術の活用による省力化などに直結し、秋田の農業が将来にわたって発展するために必要不可欠な事業であることから、現場の要望等を踏まえ、財政当局の理解を得ながら取組を着実に進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、稼ぐ力を養い、生産者へのフィードバックへつなげるべく、業績目標とした農畜産物の輸出額四十億円は、どのように達成しようとしているのかとただしたのに対し、まずは既存ルートの取組を拡充するとともに、ヨーロッパやオセアニアなど、新たな市場への突破口をつくり、拡大できるよう進めたい。併せて、輸出はマーケットのニーズに対応し

た取組が重要であり、米については、国内外の価格差にも耐えられるよう、超低コスト栽培に取り組むとともに、りんごでは海外で好まれる大玉を輸出向けに、秋田牛は高級部位だけでなく、他の部位の食べ方等を提案し、一頭丸ごと販売するなど、所得の最大化を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、秋田米生産・販売戦略についてであります。

令和八年度からの次期戦略については、米の主産県として、本県ならではの戦略を策定する必要があると考えるが、現在、秋田米の需要が横ばいである中、次期戦略では、どのように需要を捉え、販売につなげていくのかとただしたのに対し、これまでの成果として「サキホコレ」のブランド化、「あきたこまち」の需要獲得や「あきたこまちR」の作付けによる安全安心な米づくりが定着してきた。次期戦略では、今後需要拡大が見込まれる業務用米や輸出用米をターゲットとし、将来的には乾田直播、直近では多収品種と高密度播種苗の組合せにより「超低コスト化」を進め、価格競争力を持たせ、確実に秋田米の需要を獲得してまいりたいとの答弁がありました。

次に、秋田県漁業協同組合への経営改善に向けた支援についてであります。

今後の県漁協の経営の在り方について、どのような話し合いが進められているのかとただしたのに対し、経営改善計画（案）では役員数数の見直しなど、県漁協の痛みを伴う部分があるため、現在、令和八年二月の総代会に向けて話し合いを行っているところである。経営改善計画を作るだけでなく、計画の実行と県漁協自身の意識改革が最も重要であり、関係者の意見も聞きながら最終的には、稼げる組織への変革に向け、指導してまいりたいとの答弁がありました。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

電気柵で防ぎきれないクマについて、大学で研究されている新技術などを活用し、対策を強化すべきでないかとただしたのに対し、鳥獣被害

防止対策は、市町村がそれぞれ計画に基づいて実施するほか、県としては研修会を通じて県外における電気柵の効果的な張り方や、ドローンを活用した頭数把握、危険地域の把握など、効果的な防止策を紹介してきたくところであり、引き続き、市町村が効果的に対策できるよう支援してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 産業観光委員長長の報告を求めます。

【十八番（産業観光委員長小山緑郎議員）登壇】

●産業観光委員長（小山緑郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、産業観光委員会に付託された議案第二百十八号の条例案一件、議案第二百二十七号などその他の議案十六件、以上十七件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百十八号外十六件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、観光文化スポーツ部関係の第五期秋田県スポーツ推進計画についてであります。

これについて、計画で示しているスポーツ・インテグリティの向上は、ハラスメントや体罰等の問題に対し極めて重要であると考えている。学校や地域など、様々なスポーツの現場において問題が発生した際、内部でブラックボックス化し、外部に情報が出にくい構造や体質があることから、相談者を守るため外部窓口の設置など、競技や組織の枠組みを越えた具体的なシステムの構築を、計画に盛り込むべきではないかとただしたのに対し、ハラスメント等は、学校だけでなく、スポーツ少年団や競技団体等の活動においても起こり得る可能性があることから、指導者の資質向上に向けた研修を行うとともに、教育委員会や県スポーツ協会などと連携し、閉鎖的にならないための仕組みづくりを考えてまいりた

いとの答弁がありました。

次に、産業労働部関係の企業立地支援制度の改正についてであります。

これについて、Aターン等に重点を置く今回の改正により、その家族を含めた移住が期待されるものの、基本補助率が低くなるため、企業には魅力的な改正とならないのではないかと。また、研究開発や女性活躍に関する要件を撤廃することで、そのメッセージが弱まらないよう、十分に配慮すべきでないかと。ただしこれに対し、補助率は低くなるものの、Aターンの増加が企業のインセンティブにつながる設計とすることにより、結果的に現状の一〇%に近づくことを期待したい。また、理系出身者や女性の受皿を増やすため、設計や検査など、部門ごとの誘致にも引き続き注力するほか、企業に対し制度の説明をする際には、十分配慮して進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十三番（建設委員長鈴木真実議員）登壇】

●建設委員長（鈴木真実議員） ただいま議題となりました案件のうち、建設委員会に付託された議案第二百十九号など条例案三件、議案第二百五十九号などその他の議案七件、以上十件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。はじめに、建設部関係の議案第二百二十号秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案についてであります。

これは、秋田空港の駐車場における利用実態及び修繕・排雪等の維持管理コストの増などを踏まえ、今後も安定的な駐車場のサービスの維持・向上を図るため、料金体系等の見直しを行うおとするものであります。これについて、駐車料金が無料となる時間を大幅に短縮する根拠は何

か。改正案は、設定時間が短く、送迎や施設利用などの需要にそぐわず、空港利用者の利便性を損なうものではないかと。ただしこれに対し、無料の時間については、短時間出庫が過半数を占めている現状を踏まえたほか、他空港の運用状況を参考に設定した。これにより、送迎目的と航空機利用者の差別化を図り、繁忙期や混雑時においても乗り遅れが生じない環境を整備してまいりたいとの答弁がありました。

これについてさらに、駐車料金の見直しは混雑の根本的な解消につながるのか。ほかの解決策もあるのではないかと。ただしこれに対し、老朽化が進む立体駐車場の改修のほか、冬期間における排雪体制を強化することを検討しており、維持管理費の増大が避けられない状況である。こうした対応により、繁忙期においても必要な駐車台数を確保するとともに、公共交通機関の利用を促すなど、ハードとソフトの両面で対策を講じてまいりたいとの答弁がありました。

次に、建設部関係の議案第二百五十九号から議案第二百六十一号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第六条の規定に基づき、県立都市公園の指定管理者を指定しようとするものであります。

これについて、指定管理者の選定方法が形骸化しているのではないかと。県が従来どおりの維持管理を続けるのではなく、民営化の方向などを検討すべきではないかと。ただしこれに対し、事業者へのサウンディングの結果などを踏まえ、指定管理期間を十年に設定した。指定管理者による投資回収の確実性を高めた結果、事業者からは施設整備などの面で新たな取組が提案されており、審査会でも高く評価している。また、県立都市公園の指定管理においては、平成二十八年度から利用料金併用制を導入するなど、指定管理者自身の知見を活かすことのできる方式を採用しており、今後も、民間事業者のノウハウを積極的に活用した管理運営を推進してまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、議案第二百二十号について討論を行い、採決の結果、議案第二百二十号は賛成多数をもって、議案第二百十九号、議案第二百一十号及び議案第二百五十九号から議案第二百六十五号まで以上九件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、当委員会として、議案第二百二十号秋田県空港管理条例の一部改正については、空港駐車場の維持管理費の増加が見込まれること及び除排雪体制の強化を図る上で、県財政が厳しい折、受益者負担の原則に立ち返る点は理解できるものの、今回の改正は利用者・県民に負担をお願いするものであることから、次の意見を付すものであります。

一つ、除排雪体制の強化として、現在、冬期間は約五割である稼働率を八割程度まで引き上げること。

一つ、利便性の向上として、横断歩道の増設や屋根付き歩道の延長などを具体的に検討するほか、関係機関と連携し、買い物客や障害者等への割引制度の導入など、可能なサービスの拡充に努めること。

一つ、利用料金の改定について、県民に対し、丁寧に説明し、理解を得る努力を継続すること。

以上を委員会からの意見として申し添えます。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【九番（教育公安委員長瓜生望議員）登壇】

●教育公安委員長（瓜生望議員） ただいま議題となりました案件のうち、教育公安委員会に付託された議案第二百二十二号など条例案三件、議案第二百六十六号などその他の議案三件、以上六件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百二十二号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。はじめに、警察本部関係における「今年度の警察官の募集状況について」であります。

若い世代に対して警察官の魅力が伝わるような採用募集として、どのような取組を行っているかと質問したのに対し、受験者数の増加に向けた取組として、若い世代の話題となり、親近感を持ちやすい漫画に着目し、鴻上市出身の漫画家、山田はまち先生とコラボしたポスターとPR動画を制作し、ウェブサイトやSNSのほか、様々な就職説明会などで発信を行っている。今年度の受験者のみならず、一般県民、メディアからも好評を得ており、採用に向けて一定の効果が出ているものと考えているとの答弁がありました。

これについてさらに、PR動画やSNSなどの情報発信については、警察本部だけでなく、全庁的な協力も含め、幅広く展開していくべきではないかとただしたのに対し、採用募集については、各警察署から地元の学校への働きかけなど、組織全体で取り組んでおり、今後も、若い世代の意見やSNSの特性を活かしつつ、全県を挙げて、採用募集に関する情報発信の強化に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係の「県青少年交流センター・ユースパルの指定管理について」であります。

ユースパルの今後の在り方を検討するに当たっては、民間事業者等の声も踏まえるとともに、教育委員会だけでなく、知事部局も含め、横断的に検討していくべきではないかとただしたのに対し、施設運営については、指定管理や直営など様々な方法があることから、貸室や宿泊に関する需要の状況も踏まえて検討する必要があると考えている。また、ユースパルと生涯学習センターとの機能統合も踏まえ、令和八年度にワーキング検討委員会を設置し、両施設の集約化等を検討していく予定である。検討に当たっては、知事部局とも連携の上、総合的に進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 質疑はないものと認めます。討論を行います。

議案第二百二十号について、十三番佐藤正一郎議員、二十四番佐々木雄太議員、以上の二名から、議案第二百二十号について、十一番加賀屋千鶴子議員からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。はじめに、十三番佐藤正一郎議員の発言を許可します。

【十三番（佐藤正一郎議員）登壇】

●十三番（佐藤正一郎議員） 議案第二百二十号秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案に、反対の立場で討論を行います。

今回の改正案は、秋田空港における駐車場サービスの維持・向上を図るために料金体系等の見直しを行うもので、駐車料金の値上げと無料時間を短縮する内容であります。

申し上げるまでもありませんが、秋田空港は本県の空の玄関口で、年間百二十万人の方が利用されています。ただ、秋田市の郊外にあるため公共交通等の運行は少なく、県民の皆さんの大部分は、自動車などを使って空港を利用しています。そのため、開港当初から広い駐車場を整備し、特に平成二十二年からは立体駐車場を設けるなど、合計で三千台もの駐車が可能となり、利用者の期待に添えてきました。昨年度の実績では年間三十一万台もの普通自動車を利用しております。

しかし、今年は立体駐車場が雨漏りや、さびが流れ落ちて利用者の車が被害を受け、数台に合わせて四百万円以上の賠償金を支払うことになったほか、そのエリアに長期にわたってロープが張られ、使用禁止になる事態が発生しました。さらには、立体駐車場の重要な設備であるエレベーターが長い間使用できなくなるなど、普段の管理運営に対して利

用者から厳しい批判の声がかれました。

また、例年十二月一日から翌年三月末までは、雪に備えて広範囲の駐車場を閉鎖するため、使用できる駐車台数が半減しております。そのため、年末年始の繁忙期には駐車場が利用できず、飛行機に乗り遅れる人が出るなど、立体駐車場が供用されてから十五年も経過しているのに、冬期間の運用体制は改善されておられません。議員の皆さんの中にもそうした体験をされた方もいると思います。ですから、立体駐車場の増設や約五百メートルもある第三駐車場に関わる歩道の屋根の設置など、県民の皆さんからは様々な要望が私には来ておりました。

そんな状況の中での「秋田県空港管理条例の改正案」は、駐車料金の値上げであります。立体駐車場の補修や除雪体制の強化を図るため、無料で利用できる時間を二時間から三十分に短縮し、立体駐車場や第一から第三までの全ての駐車場の一時間当たりの駐車料金を引き上げ、さらには二十日間まで設けられていた駐車料金の上限額を廃止する内容です。ただし、今までの駐車場料金収入と管理費用の関係をみると、昨年の実績で二億二千五百六十万円の収入がありました。コロナ禍を除けば毎年二億円を超える収入です。一方、管理費用は、管理事務所にいる方の人件費や駐車場内の整備等であり、収入で十分に賄ってきたと思います。駐車場のための除雪機にしても、当然、導入できる収入があったと思います。むしろ駐車場料金収入は、空港全体の維持・管理費用に充当されてきた分が大きいではありませんか。

知事は予算特別委員会の総括審査で、私の質問に答え、「これまで以上のサービスをするには公費負担になる。利用者の負担によって賄わなければいけないことを説明し、納得してもらえよう努力する」と述べましたが、今まではどうだったでしょうか。二億円以上の収入がありましたから、冬季の除排雪など、まだまだサービスの改善は可能だったと私は思います。

さらに、無料時間の大幅な短縮です。開港当初は三十分間でしたが、

平成四年に二時間まで延長しています。なぜかというのと、乗り入れする航空会社のダブルトラックが始まり、運航路線も拡大したことで、利用者も大幅に増加していることを背景に、特に送迎で訪れる人と自動車が增えたため、二時間に延長したのです。「駐車料金二時間まで無料」の看板も設置され、多くの利用者に喜ばれてきた、秋田空港駐車場の魅力でもあります。この無料時間を四分の一の三十分にするれば、駐車場を利用して時間内で送迎をするなどということは、ほとんど無理になってきます。無料時間を短縮して料金を課し、駐車場の回転を早くしようという発想は、「利用者の利便性を向上させるために無料の時間を延長した」という今までの基本的な考え方からすると、本末転倒ではありませんか。とても納得できるものではありません。

また、仕事や旅行で航空機を利用する人は、滞在先での期間が長くなる場合があります。現在は駐車場を利用できる二十日間以内に上限額を設けてサービスしており、これも好評です。これを上限なしにして、最終的には二十日目に現在の六倍となる値上げをするのは、今までの駐車場利用料金の設定の狙いからして、甚だ乱暴な改正ではありませんか。

以上述べてきましたように、普段の維持管理をおろそかにして、利用者の負担を引き上げる条例案を認めてもらいたいということは、私には理解できません。いま一度、空港利用者の皆さんが利便性を感じるよう、やるべきことをしっかりとやって、その上で料金の改定が必要なのであれば、再提案していただきたいと思えます。

特に、先ほど報告ありましたが、建設委員会でも様々な発言があったようですし、議員各位の意見を聞くと、本音では「さらに検討すべきではないか」という声も多くあるようです。施行期日が来年七月一日からの条例案であり、検討する時間がまだありますから、議員の皆さんには、この条例案には一旦ブレーキをかけていただけますようお願いいたします。今後の駐車場の在り方について、様々な条件を付けて改正案に賛成する方がいるとすれば、そうした約束が実行されるまで条例の改正を

待つても、決して遅くはありません。

会派みらいは所管する建設委員会に所属する委員がいませんが、聞くところによれば議会の各会派に対しても事前の説明はなく、駐車場に関する詳しい収支の状況や他の空港の資料の提供もありませんでした。こうした進め方についても、誠に残念でなりません。刷新を掲げて就任した鈴木知事が提出した議案を認めないわけにはいかない、心苦しいという議員もおられますが、ここは、空港を利用する県民の立場に立って、毅然と判断していただきたいと私は思います。

なお、今年の秋田市の年末年始は雪が少ないようであり、今、閉鎖している駐車場を一時的にも利用できるようにして、混雑を回避していただくをお願いしたいというように思います。

以上、議員各位の皆様の聡明な判断を期待して、「秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案」に対する反対討論といたします。

●議長（工藤嘉範議員） 次に、二十四番佐々木雄太議員の発言を許します。

【二十四番（佐々木雄太議員）登壇】

●二十四番（佐々木雄太議員） 自由民主党会派の佐々木雄太です。

会派を代表しまして、ただいま議題となっております議案第二百二十号秋田空港管理条例の一部を改正する条例案に対して、賛成の立場で討論を行います。

空港は、航空機を利用される方々のための施設であるとともに、地域経済の発展に寄与する重要な公共インフラであります。一方で、その円滑な利用を支える駐車場など附帯施設については、実際に利用される方々が一定の負担を分かち合う「受益者負担」の考え方に立つことが必要であると考えます。

このたびの無料時間の短縮や利用料金の改定は、利用者の皆様に一定の御負担をお願いすることになり、その点は十分承知しております。しかしながら、空港の利便性と機能を将来にわたり安定的に維持していく

ためには、先ほど申したとおり、受益者負担の考え方に基づき、必要な範囲での御負担をお願いすることは、決して合理性を欠くものではないと考えます。

今回の改正案は、秋田空港の立体駐車場の改修及び冬期間の除排雪体制の強化に向け、空港駐車場の安定的かつ持続可能な維持管理を図るため不可欠な措置であります。現在の立体駐車場は鋼材等の腐食が進み、駐車車両への補償が必要となる事案も発生しております。また、冬期間は除排雪スペース確保のために、駐車台数が半分にまで減少し、特に年末年始の繁忙期には、駐車に手間取り、乗り遅れるといった事態も起きていると伺っています。

こうした諸課題に対し、駐車場の料金体系を現状のまま維持した場合、結果としては当然、公費負担の増加、ひいては駐車場所の制限により、利用される県民の皆様が不便を強いられることになる恐れもあります。

これまでの秋田空港の駐車料金は、他県の同規模空港と比べても、「二時間無料」や「上限額の設定」など極めてまれな優遇措置となっており、今回の条例改正は、受益者負担の観点に立ち返り、空港を利用される方々に一定の負担を求めることにより、持続可能な施設体制へと是正するものとして、やむを得ないものと判断したところであります。

しかしながら、無料時間の短縮や料金の改定は、利用者である県民の負担増加に直結することから、それに見合う、あるいはそれ以上のサービスを提供することこそが、県民への誠実な説明責任を果たす道であると考えます。

委員会審査や総括審査、そして先ほどの討論においても議員から様々な懸念や意見が示されました。執行部においては、こうした議会の声を重く受け止め、運用面でのサービス向上に努めることはもちろん、利用者の理解と納得を得られるよう最大限の努力を尽くすよう求めるものがあります。

また、今回の改正内容が将来にわたって恒久的なものと考えてるのでは

なく、今後の社会情勢や利用者の声を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを検討する姿勢を堅持するべきであります。

以上、ハード・ソフト両面でのサービス向上を確実に履行することに加え、改正趣旨について、広く利用者にと丁寧な説明を行い、理解を得る努力を継続することを申し添え、賛成討論といたします。

●議長（工藤嘉範議員） 次に、十一番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【十一番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十一番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました議案第二百号令和七年度一般会計補正予算（第五号）について討論をいたします。

本予算には、医療保健福祉計画推進事業として病床機能再編支援事業約四億三千万円が含まれています。これは、病床機能の適正化を図るとして、県内六医療機関において合計二百五床減らすことに給付金を支給するものです。

昨年三月に策定した秋田県医療保健福祉計画には、現時点において必要とされる病床数である基準病床数が示されています。二次医療圏ごとの療養病床及び一般病床は、県南医療圏において基準病床数は二千八百六十七床ですが、令和五年六月一日現在の既存病床数は、それよりも三百七十七床も少ない二千四百九十床となっています。必要数より少ない現状にもかかわらず、今回さらに百三床も減らそうとしています。何のための計画なのかと指摘しなければなりません。

さらに、今回削減しようとしている二百五床の中には、空床として利用していなかった病床もあるかもしれません。しかし、だから減らしてもいいということにはなりません。私たちがコロナ禍で学んだことは、「医療には余裕が必要」ということでした。感染症や大規模災害が起きた場合など、いざというときのために病床利用率には余裕が必要なのです。県民の地域医療に対する不安が様々強まっているときに、やるべき

は病床削減ではなく医療機関の経営危機に対する支援、対策、また、医師、看護師をはじめとする医療人材の育成や確保などです。

地域医療構想調整会議及び秋田県医療審議会で合意が得られたということではありますが、これまで述べてきたことなどから、本補正予算には賛成できません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

- 議長（工藤嘉範議員） 以上をもちまして通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。はじめに、議案第二百二十号について、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（工藤嘉範議員） 起立者過半数であります。よって、議案第二百二十号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第二百号、議案第二百十一号、議案第二百十三号及び議案第二百二十四号、以上四件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案四件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（工藤嘉範議員） 起立者過半数であります。よって、議案第二百号外議案三件は、原案のとおり可決されました。

次に、残りの議案六十三件について一括し、採決いたします。以上の議案六十三件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。議案第二百一十号外議案六十二件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第七十二、議案第二百七十一号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第七十二、議案第二百七十一号県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りします。本案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。議案第二百七十一号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第七十三、請願審査の件を議題といたします。お諮りします。請願第二十三号及び請願第二十二号は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論を行います。

請願第二十三号について、十二番櫻田憂子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十二番（櫻田憂子議員）登壇】

- 十二番（櫻田憂子議員） 立憲民主党会派の櫻田憂子です。

ただいま議題となりました請願第二十三号物価・米価高騰による学校給食費の負担軽減を図るため、財政支援を求める請願に、賛成の立場から討論を行います。

給食無償化については、昨日、自民・日本維新の会・公明三党による実務者協議で、来年四月から、公立小学校の児童一人につき月額五千二百円を公費で支援する方針が決定されました。

一方、現段階で中学生に対する支援は先送りされ、実施時期は決まっておりません。しかし、部活動や様々な体験活動、高額な学校教材にかかる費用、受験や高校進学準備にかかる費用など、中学生の教育にかかる経費は高く、文科省の「令和五年度子供の学習費調査」でも、公立小学校が年間約三十三万六千円なのに対し、中学校では約五十四万二千円と、二十万円以上も高くなっています。物価高騰で家計がますます苦しくなる中、同じ義務教育において、より負担が大きい中学生への支援が先送りされることは、理屈に合いません。

また、二〇〇五年に食育基本法が制定され、二〇〇七年の学校教育法の改正によって、学校教育の目標に食育が明記され、学校給食は「食育を推進するための生きた教材」と位置づけられました。今回の三党合意では、基準額を超える部分については保護者負担という選択肢も残されており、地場産品を使用した食育の取組を後退させるのではないかという懸念の声も上がっています。

さらには、請願にあるとおり、県内自治体の六割以上で既に無償化や補助が実施されており、「義務教育の無償化」の観点のみならず、「教育の機会均等」、「格差是正」の立場からも、小・中学校同時の給食費の完全無償化を進めるべきです。

お隣の青森県では、二〇二三年に新しく宮下知事が誕生し、二〇二四年十月から小・中学校の学校給食完全無償化をスタートさせました。本県でも、四月の知事選において、鈴木健太知事は公約の中に「給食費の無償化」を明記され、当選されました。本請願は、鈴木知事の「給食費

の無償化」という公約に強く期待をし、無償化の早期実現の希望を持って提出されました。この請願を採択することは、鈴木知事の公約実現を後押しし、さらには、知事が強く進める子育て世代に選んでもらえる秋田を実現し、移住・定住政策推進の後押しにもつながるものだと確信しております。

先輩、同僚議員におかれましては、秋田県内の子どもたちの健やかな育ちと、子育て世代を応援し、選んでいただける秋田県をつくっていくためにも、是非この請願を満場一致で採択していただきますよう心からお願ひ申し上げます、賛成討論といたします。よろしくお願ひします。

●議長（工藤嘉範議員） 以上をもちまして通告者の発言は終了しました。討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、請願第二十三号を起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願ひします。

【賛成者起立】

●議長（工藤嘉範議員） 起立者少数であります。よって、請願第二十三号は、不採択と決定されました。

次に、請願第二十二号を採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、採択であります。本請願は、採択することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。請願第二十二号は、採択と決定されました。

次に、日程第七十四、議員派遣の件を議題といたします。

お手元の議長報告のとおり、議員派遣に関する申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。本件は、申出のと

おり派遣することに決定されました。

次に、日程第七十五、委員会審査・調査継続の件を議題といたします。はじめに、請願第十七号の審査継続について、起立により採決いたします。本請願は、教育公安委員長の申出のとおり継続審査とすることに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（工藤嘉範議員） 起立者過半数であります。よって、請願第十七号は、継続審査と決定されました。

次に、請願第十八号の審査継続について採決いたします。本請願は、総務企画委員長の申出のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。請願第十八号は、継続審査と決定されました。

次に、委員会の調査継続については、各委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、十二月議会の案件は全部議了いたしました。会議を閉じます。閉会いたします。

午後二時九分閉会